

別府市内の中小法人・個人事業者の皆様へ

事業復活支援金活用セミナー

「事業復活支援金」は新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が減少した中小法人・個人事業者の事業の継続・回復を支援するための国の補助制度です。

セミナーでは支援金申請に係るポイントについて中小企業診断士がわかりやすく解説いたします。

セミナー

令和4年3月30日(水) 13:30~15:00

定員 会場30名 オンライン20名

参加費 無料(事前予約が必要です)

会場 別府商工会議所3階大会議室

※来場者用の駐車場はありませんので
近隣の有料駐車場をご利用下さい。

対象者 別府市内の中小法人・

個人事業者

内容 ①事業復活支援金とは

②必要書類(確定申告書等)について

③売上や支出の記録と申告について

セミナー講師

中小企業診断士

税理士法人

大分総合会計事務所

代表 蔵前 達郎氏



中小企業診断士

みむろ診断士事務所

代表 三室 忠之氏



個別相談会

(セミナー終了後) 15:10~17:00

相談員:中小企業診断士 三室忠之氏、吉松研一氏

会場参加者のうち、事業復活支援金の申請について個別相談を希望する事業者
6名(1者30分程度)※申込先着順

※セミナー終了後の個別相談会とは別に週2回(月・木)、「事業復活支援金」を含む各種支援金申請等の相談窓口を予約制にて開設しています(1回1時間・無料)。別府市公式ホームページ内の「別府市事業継続支援窓口」のサイトよりインターネットで申し込みができます。

受講申し込み方法(※完全予約制)

インターネットによる申し込み(セミナー前日の午後5時まで)

別府市公式ホームページ内「事業復活支援金活用セミナー」のサイトより申込
できます。または、右側の二次元バーコードより申し込みください。

※インターネットから申し込みができない方は裏面のお問合せ先までお電話くだ
さい(月曜日~金曜日(祝日等を除く)9時~17時)。



事業復活支援金とは

◎申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

◎給付対象

下の①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

②2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

◎給付額

【中小法人等】上限最大250万円 【個人事業者等】上限最大50万円が支給されます。

【給付額】基準期間(※1)の売上高－対象月の売上高×5ヶ月分

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高(※2) 1億円以下	年間売上高(※2) 1億円超～5億円以下	年間売上高(※2) 5億円以下
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

制度について詳しくは、[経済産業省ホームページ](#)

事業復活支援金

検索

<https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>

セミナー開催について 問合せ先:

別府市 産業政策課 TEL:0977-21-1132

共催:別府商工会議所